

○大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会
障がい者雇用貢献企業顕彰審査部会運営要綱

令和元年 6 月 7 日部会長決定

(目的)

第1条 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（以下、「条例」という。）第15条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関し、特に優れた取組をした事業主の顕彰に関する調査審議を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 障がい者雇用貢献企業顕彰審査部会（以下、「部会」という。）を組織する委員（以下「部会委員」という。）は5人以内とする。

(会議の公開)

第3条 部会の会議は、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
2 部会に副部会長を置き、部会長があらかじめ指名する委員がこれに当たる。
3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
4 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
5 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第5条 部会の運営に関する事務を処理するため、部会の事務局は、福祉部障がい福祉室自立支援課、商工労働部雇用推進室就業促進課、及び教育庁教育振興室支援教育課に置く。

(部会委員以外の者の意見聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて、意見等を述べさせることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。